

# 次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務要領

(株)阪確サポート

この次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務要領は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会の会員である登録住宅性能評価機関が実施する新築住宅に係る次世代ポイント対象住宅証明書の発行に関する業務について適用します。

## I. 用語の定義

1. 「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
2. 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
3. 次世代住宅ポイント対象住宅判定基準

次の基準は下表の住宅区分に応じて適用します。

- 1) 断熱性等級4基準
- 2) 一次エネルギー等級4以上
- 3) 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上
- 4) 免震建築物
- 5) 高齢者等配慮対策等級3以上
- 6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅  
（共同住宅・長屋については、一定の更新対策が必要）

## II. 審査手順・要領

### 1. 手続きの流れ

#### 1) 審査・発行の条件

##### ① 業務の対象住宅

次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務の対象住宅は、機関が定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとします。また、次世代住宅ポイント対象住宅証明書の依頼の時期は着工前、着工後を問わないものとします。

##### ② 適合審査又は適合確認の実施者

省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準への適合審査の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員で機関に評価員として選任されている者とします。

##### ③ 適合審査又は適合確認に必要な提出図書

適合審査に必要な提出書類は次のとおりとなります。

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書審査申請書、設計内容説明書、委任状、仕様書、配置図、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、外皮計算書等、カタログ等資料

#### 2) 業務の引受

機関は、依頼者から適合審査の依頼があった場合は、次世代住宅ポイント対象住宅証明審査申請書の図書が正副2部添付されていること及び提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏

れないことについて確認します

提出図書に特に不備がない場合には依頼者に対して引受承諾書を交付します。

### 3) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書等

審査が完了し、次世代住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していると認める場合、依頼者に対して次世代住宅ポイント対象住宅証明書を発行します。

証明書に記載する証明書発行番号は、別表「証明書発行番号の付番方法」に基づいて付番をします。

証明書の発行は、依頼書及び提出図書の副本を1部添えて行います。

## Ⅲ. その他

### 1. 秘密保持について

機関及び審査員又は評価員並びにこれらの者であった者は、この適合審査又は適合確認の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはなりません。

### 2. 帳簿の作成・保存

機関は、物件に関する事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存します。

### 3. 書類等の保存

帳簿は適合確認業務の全部を終了した日の属する年度、適合審査用提出図書および証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管します。

### 4. 国土交通省等への報告等

機関は、公正な業務を実施するために国土交通省や次世代ポイント事務局から業務に関する報告等を求められた場合には、適合審査又は適合確認の内容、判断根拠その他情報について報告等をします。

制定 令和元年6月3日制定

## 別表

### 「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は、16桁の英数字を用い、次のとおり表すものとします。

『156-01-○○○○-E-○-○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号
4～5桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	証明書発行日の西暦
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとします。）